



① オホーツクMiNiタウンプロジェクト



② サタデースクール



③ ふれあいアニマルランド

(2) 国際交流活動

ア グローバル化に対応した国際教育の充実（文部科学省）

文部科学省⁴⁸は、異文化体験や同世代の外国人との相互コミュニケーションといった国際交流を通じて、初等中等教育段階から多様な価値観に触れる機会を確保することにより、子供に国際的な視野を持たせ、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材の基盤を形成するため、都道府県や民間団体が行う以下のような取組を支援している。

- ・高校生に対する海外留学費用の一部支援や外国人高校生の日本の高校への短期招致
- ・海外勤務経験者や留学経験者の学校への派遣
- ・留学フェアの開催

また、ドイツやオーストラリアなどの外国政府が主催する高校生派遣・招致事業の募集や選考に協力している。

さらに、文部科学省では、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」による留学機運の醸成とともに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与するため、官民が協力した海外留学支援の新たな仕組みとして、平成26（2014）年度に「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を創設し、平成27（2015）年度からは、大学生等に加え、支援対象を高校生にも拡大することとしている。また、従来実施している国費による奨学金についても平成26（2014）年度から大幅に拡大した（高校生：300名を1,600名に、大学生等：10,200名を20,250名に）。

イ 国際交流を通じたグローバル人材の育成（内閣府，文部科学省，外務省）

内閣府は、日本や各国を代表する若者が、国際的諸課題についてのディスカッションなどの活動を共に行うことなどを通じて、国際化する社会に対応し、リーダーシップを発揮して活躍できる人材を育成することを目的に、**青年国際交流事業**を実施している（第2-2-15図）。平成26（2014）年度は、「東南アジア青年の船事業」「国際青年育成交流事業」「日本・韓国青年親善交流事業」「日本・中国青年親善交流事業」「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」「グローバルユースリーダー育成事業『シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ』」を実施した。これらの事業では、各国の若者との合宿型ディスカッション、自主的な活動の企画・実施、共同生活、各国の文化紹介、訪問国での施設訪問、ホームステイ、ボランティア活動を含めた、多様な研修・交流プログラムを実施しており、こうした活動を通じて、参加した若者は、リーダーシップやコミュニケーション力を高めるとともに、国境を越えた末永く続く深い友好関係を構築している。青年国際交流事業に参加した我が国の若

48 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_f.htm

者は、これまでに16,300人を超え、事業で得たものを社会に還元するため、青少年育成や人道的支援、国際交流などの社会貢献活動を活発に行っている。また、日本青年国際交流機構を自主的に組織し、世界50か国以上で設立された外国の若者のOB・OG組織や全国47都道府県で設立された青年国際交流機構と連携して、諸外国と地域につながるネットワークを構築している。

なお、平成27（2015）年度は、「グローバルユースリーダー育成事業『シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ』」に代えて、国際社会・地域社会などで活躍する青年リーダーを育成するため、1か月超の船上研修を行いながら外国に寄港する「次世代グローバルリーダー事業『シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ』」を行う。

第2-2-15図 青年国際交流事業



(出典) 内閣府資料

文部科学省は、子供や若者が国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが重要な課題となっていることから、子供や若者が国内外の様々な人々との交流を通して多様な価値観に触れる機会を提供する事業を実施している。平成26（2014）年度は、「青少年教育施設を活用した国際交流」を実施し、スポーツ・文化施設や大学などの教育機関と協力することにより、質の高い体験活動・交流プログラムの機会を提供した。

平成27（2015）年には、世界162の国と地域から約3万人の子供や若者が集うボーイスカウトの世界大会「第23回世界スカウトジャンボリー」が山口県山口市きらら浜において開催される予定である（第2-2-16図）。

独立行政法人国立青少年教育振興機構においても、様々な国際交流事業を実施している。例えば、絵本・童話を通してお互いの文化の特徴や共通性の認識を深めることを目的とする「日中韓子ども童話交流事業」を実施している（第2-2-17図）。この事業は、小学4年生から6年生にあたる日本・中国・韓国の子供100名が6泊7日の間行動を共にし、理解を深め合うもので、日中韓3カ国で巡回開催している。

外務省は、日本の青少年を諸外国に派遣するプログラム及び諸外国の青少年を日本に招へいするプログラムを実施し、国際交流を通じた国際的視野の拡大、国際理解や対日理解の促進に努めている。具体的には、日本とアジア大洋州

第2-2-16図 世界各国のボーイスカウトが一同に集合「平成25年度第16回日本ジャンボリー」（平成27年度世界スカウトジャンボリーの事前大会）



諸国との間で「JENESYS2.0」、北米地域との間で「KAKEHASHI Project -The bridge for tomorrow-」を実施した。

第2-2-17図 「日中韓子ども童話交流事業」で作成した絵本を掲げる子ども



(出典) 日中韓子ども童話交流事業実行委員会資料

COLUMN
No.5

JENESYS2.0 及び KAKEHASHI Project

日本の青少年の国際的視野の拡大、諸外国における対日理解促進や良好な対日イメージの促進は、外交基盤を強化する上でも重要な要素であり、外務省においては、諸外国との青少年交流を行うことにより、戦略的な発信に取り組んでいる。

平成25（2013）年1月、安倍総理大臣は、ジャカルタにおいて、対ASEAN外交5原則を打ち立て、その一つとしてアジア大洋州地域との青少年交流事業として「JENESYS2.0」の実施を表明し、北米地域との間では、「KAKEHASHI Project」を実施することとした。

同事業では、日本と諸外国との相互理解を促進するとした観点から、日本の青少年を諸外国に派遣し、現地において日本の姿を伝え、国際的な視野を広げるためのプログラムを行った。また、諸外国の青少年を日本に招へいし、学校訪問を通じた同世代との交流やホームステイ、日本の先端産業や地場産業視察、日本文化体験や社寺仏閣等の見学等を行った。

このような事業は、日本と諸外国の青少年との間で、相互理解の向上、友好関係の促進のみならず、国際社会における日本に対する潜在的な関心を増進させ、訪日外国人の増加、クールジャパンを含めた日本の強みや魅力などの日本ブランドの発信にも大きな意義があった。

ウ その他のグローバル人材の育成に資する取組（外務省、文部科学省）

外務省は、国際協力機構を通じた「青年海外協力隊派遣事業」により、開発途上国が要請する技術・技能を有する満20歳から39歳までの男女を募集、選考、訓練の上、開発途上国へ原則として2年間派遣している。派遣された協力隊員は、草の根レベルの技術協力をを行い、相手国の経済・社会の発展に寄与するとともに、広い国際的視野を養い、得られた知識・経験を帰国後に社会へ還元している。同事業は、昭和40（1965）年に発足し、平成27（2015）年に50周年を迎えるが、平成27年3月末現在、71か国に対し、1,985名（うち女性は1,126名）を派遣中であり、累積の派遣人数は、40,247名（うち女性は18,468名）である。

また、文部科学省は、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development,

ESD) への取組に力をいれてきた。ESDとは、環境や防災、国際理解等の様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことである。ESDの考え方は、学習指導要領で示されている「生きる力」という理念にも通ずるもので、グローバル人材の育成にも資する重要なものである。平成26 (2014) 年度は、我が国の提唱により、ユネスコが主導機関となって推進してきた10年計画である「国連ESDの10年」の最終年であり、日本政府とユネスコの共催で「ESDに関するユネスコ世界会議」を11月に開催した。世界会議では、高校生を対象とする「高校生フォーラム」と18歳から35歳の若者を対象とする「ユネスコESDユース・コンファレンス」が開催され、国内外の高校生や若者がそれぞれ交流した。世界会議の「閣僚級会合及び取りまとめ会合」にて採択された「あいち・なごや宣言」では、各ステークホルダーがより一層ESDを推進していくことが確認された。「あいち・なごや宣言」を受け、平成27年度は、教育委員会及び大学が中心となり、ユネスコ協会及び企業等の協力を得つつ、ESDの推進拠点であるユネスコスクール⁴⁹とともにコンソーシアム (連合体) を形成し、ESDの実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流等を促進するESDコンソーシアム事業の拡充を実施する等、さらにESDを推進していく。

第3節 子供・若者の健康と安心の確保

1 健康の確保・増進

(1) 安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等 (厚生労働省)

ア 安心で安全な妊娠・出産の確保

厚生労働省は、妊娠や出産に係る経済的負担の軽減や、周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保、不妊治療への支援を行っている。また、妊娠期から育児期を通して安心して健康に過ごせるよう、妊娠や出産に関する情報提供や相談支援体制の整備を行うとともに、マタニティマークの普及啓発に努め、妊産婦に優しい環境づくりの推進に取り組んでいる。

イ 地域における母子保健の充実

厚生労働省は、妊産婦と乳幼児の心身の健康保持・増進のため、市町村が行う妊産婦・乳幼児に対する健康診査や保健指導といった**母子保健事業**を推進している。また、平成26 (2014) 年度には、新たに出産直後の母子に対する心身のケアなどを行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施した。平成27 (2015) 年度はこれらの支援を行うための「子育て世代包括支援センター」を整備し、さらにこのような取組を強化する。

ウ 小児医療・予防接種の充実

厚生労働省は、子供が地域においていつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療 (小児救急医療を含む。) に係る医療提供施設相互の医療連携体制の構築を推進している。また、**小児初期救急センター**、**小児救急医療拠点病院**、**小児救命救急センター**の整備の支援や、保護者の不安解消のための**小児救急電話相談事業** (#8000) の実施の支援などにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図っている⁵⁰。予防接種については、制度の見直しと充実を図っている。「予防接種法施

49 ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。

50 小児救急医療拠点病院、小児救急電話相談事業に対する支援は、平成25年度までは補助金であったが、平成26年度より、地域医療介護総合確保基金において実施可能となっている。